

第三十三号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十八の項イ(36)中「第十条の四の二第二項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同項イ(37)中「第十条の四の二第三項」を「第十条の四の二第四項」に改め、同表二十の項イ中「第四項」を「第六項」に改め、同項中へをりとし、同項ホ中「第四項」を「第六項」に改め、同項中ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 条例第十五条第二項の規定による条例第十四条の二第三項の規定の施行に必要な限度における特定沿道建築物の占有者への報告の要求

第二条の表二十の項ニの次に次のように加える。

ホ 条例第十四条の二第一項の規定による沿道建築物の占有者に対する耐震化に関する助言

ヘ 条例第十四条の二第三項の規定による特定沿道建築物の占有者に対する耐震改修等の実現に向けた協力に関する指導及び助言

第二条の表二十四の項イ中「(29)」を「(32)」に、「(30)」を「(33)」に改め、(26)から(28)までを次のように改める。

(26) 条例第百十六条第一項の規定による汚染状況調査の結果の報告の受理、同項ただし書の規定による確認の申請の受理及び確認、同条第二項の規定による同条第一項ただし書の確認に係る土地の利用状況等の変更の届出の受理、同条第三項の規定による確認の取消し、同条第四項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定

による土壌地下水汚染対策計画書の作成及び提出の指示並びに当該土壌地下水汚染対策計画書の受理、条例第百十六
条第五項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による土壌地下水汚染対策計画書の提
出の命令及び当該土壌地下水汚染対策計画書の受理、条例第百十六条第七項（条例第百十六条の二第二項において準
用する場合を含む。）の規定による土壌汚染の除去等の措置の命令、条例第百十六条第八項（条例第百十六条の二第
二項において準用する場合を含む。）の規定による土壌汚染の除去等の措置の完了の届出の受理、条例第百十六条第
九項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による汚染状況調査の結果の報告、土壌地
下水汚染対策計画書及び土壌汚染の除去等の措置の完了の届出の受理、条例第百十六条第十項の規定による通知並び
に同条第十一項の規定による汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置に関する認定

(27) 条例第百十六条の二第一項の規定による汚染状況調査の結果の報告の受理

(28) 条例第百十六条の三第一項の規定による汚染拡散防止計画書の受理（同項第二号に係るもの又は同項第三号（条例
第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除
く。）に係るものに限る。）及び条例第百十六条の三第三項の規定による汚染拡散防止の措置の完了の届出の受理
（同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しく
は第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）

第二条の表二十四の項イ中(31)を(34)とし、(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 条例第百十八条の二第一項の規定による台帳の調製及び保管並びに同条第二項の規定による当該台帳の公開等に関
する事務であつて、(26)から(28)までに掲げる事務に関して行うもの

(30) 条例第百十九条第一項の規定による指導及び助言であつて、条例第百十六条第一項、第二項、第四項から第九項ま
で（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項、第百十六条の二第一項並びに第百十
六条の三各項（同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条
第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）の規定に基づき行う調

査、措置等に関して行うもの並びに条例第百十九条第二項の規定による情報の収集、整理、保存及び提供であつて、条例第百十六条第四項第一号の規則で定める場合（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に該当することの判断に関して行うもの

(3) 条例第百二十条第一項の規定による勧告であつて、条例第百十六条第一項、第八項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第九項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに条例第百十六条の三各項（同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）に関して行うもの、条例第百二十条第二項の規定による条例第百十六条第一項の汚染状況調査の対象となつてゐる土地の公表並びに条例第百二十条第三項の規定による意見を述べ、証拠を提示する機会の付与

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十八の項イの改正規定は公布の日から、同表二十の項の改正規定は同年七月一日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。